

三田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 省略 (保健事業)</p> <p>第14条 市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第13条 省略 (保健事業)</p> <p>第14条 市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。</p> <p>以下省略</p>